これまでの自分から
これからの自分へ

私のエンディングノート

形も色も人それぞれ、
人生の積み重ねを振り返り
「自分らしい生き方」を設計する



貝塚市

目　次

終活を考えよう …… P.1

【第１章】私のいま …… P.2

【第２章】私のこれから …… P.11

【第３章】もしもの時のメモ …… P.13

相談窓口一覧 …… P.15

緊急時の連絡先

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：　□ 入院　□ 危篤　□ 通夜・葬儀　□ 葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：　□ 入院　□ 危篤　□ 通夜・葬儀　□ 葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：　□ 入院　□ 危篤　□ 通夜・葬儀　□ 葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：　□ 入院　□ 危篤　□ 通夜・葬儀　□ 葬儀後		

はじめに

「終活を考えよう」

終活、それはこれからも自分らしく生きるための大切な一歩

「終活」という言葉が生まれ、多くの人がそれを知るようになりました。
ですが、「終活」という言葉から思い浮かべることは、人それぞれ異なるようです。

葬儀の事前予約、お墓の購入、遺言書の作成、身の回りや持ち物の整理といった
旅立ちの時やその後のことを「生前に準備すること」、
延命治療や緩和ケアなど受ける医療や、
介護が必要になったり認知症になった時のことを決めておくなど
これからを「安心して過ごすために備えること」、
そして、趣味や旅行、家族や友人との時間を楽しむなど、
残りの人生を「自分らしく充実して生きること」。
高齢期に行うべき様々なことが包括されて、「終活」と呼ばれています。

誰もが必ず向き合う、生老病死。
人間は歳を取り、衰えていき、最後には旅立ちを迎えます。
いま「旅立ちのその瞬間に立っている」と、想像してみてください。
そして、そこから「いまのあなた」を振り返ってみてください。
やっておきたいこと、やっておかなければいけないと思うことはありますか？
それを実際にやっておくことを、私たちは「終活」と呼んでいます。



第1章 私のいま

あなたの身のまわりについて、記録しておきましょう。
情報を集めてひとまとめにすることは少し大変ですが、完成した時にはスッキリします。
情報を一元管理することで、必要なものと不要なものがはっきりし、不要なものを解約したり処分したりと整理することもできます。
また、万が一に備えてあなたの情報を家族や周囲の人に分かるようにしておくことも、この章の大きな目的です。

基本情報

氏名		生年月日	
本籍地	〒		
現住所	〒		
電話番号	自宅		
	携帯		
メールアドレス	パソコン	@	
	携帯	@	
SNSアカウント名			

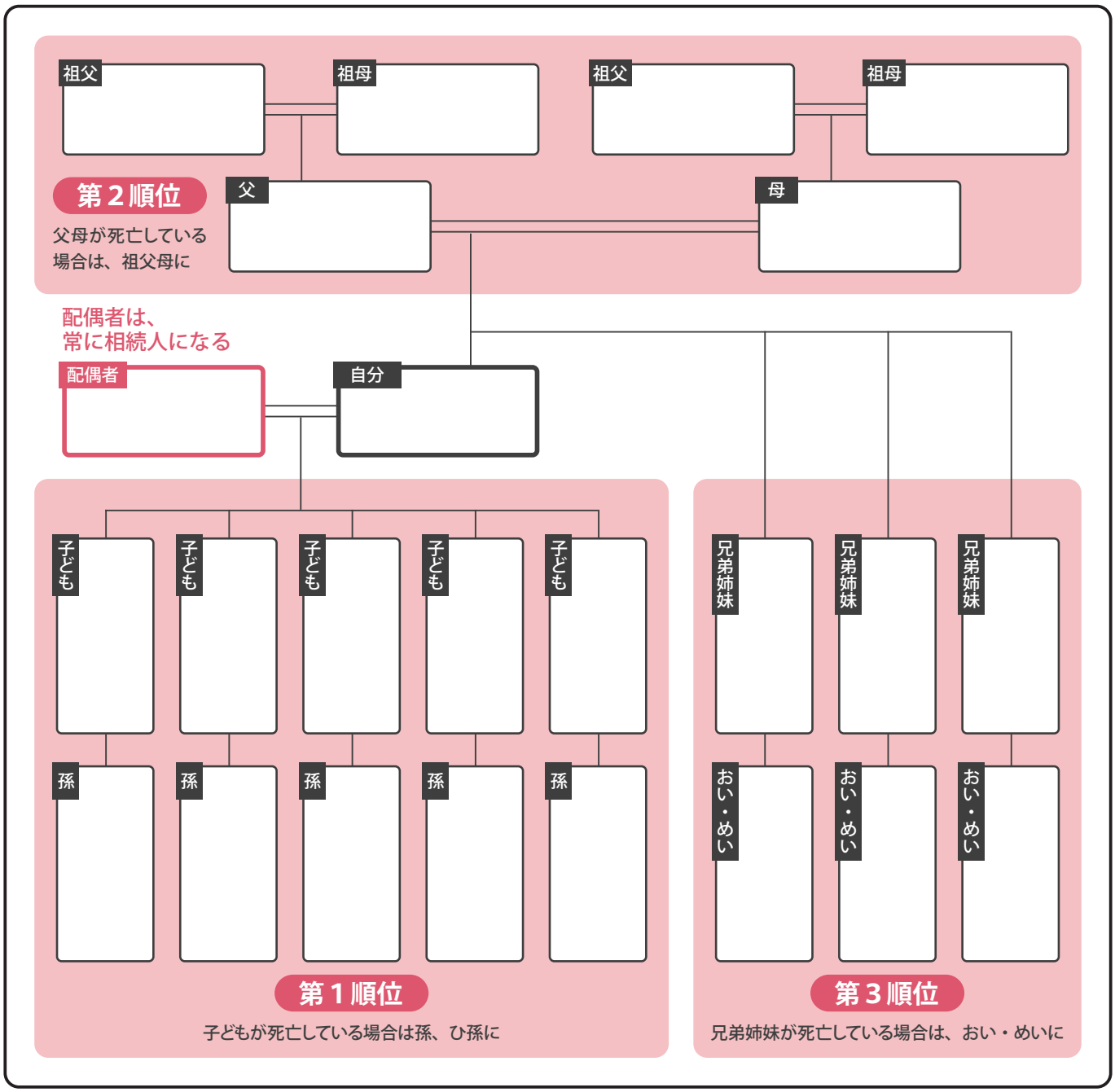
注 意

エンディングノートが盗難されたり悪用されたりする場合に備えて、銀行やクレジットカードなど金融機関、パソコンや携帯電話など電子機器の「暗証番号」は、エンディングノートには記載しないようにしましょう。

家系図

相続を考えるためにも「家系図」を作成しましょう。この表に書き込んでいくことで自分の法定相続人が誰なのかを確認できます。

※法定相続人となるのは配偶者と血族（養子縁組を含む）です。同じ順位の人が複数いる場合には全員が相続人となります。先順位の人が１人でもいる場合は、後順位の人は相続人になれません。



キーワード 家系図の作成

戸籍調査から依頼したい、遡ってより詳しい家系図を作成して家族に受け継いでおきたい、という場合には、司法書士、弁護士などの専門家に依頼することも可能です。

医療情報

■かかりつけ医

病院名	担当科	担当医	電話番号
	科		
	科		
	科		
	科		

■常用薬

薬　名	目　的

薬　名	目　的

■持病

病　名	発症の時期	いまの状態

■既往症

病　名	治療期間

病　名	治療期間

■アレルギー

原因物質	症　状

原因物質	症　状

■その他（緊急時、医師や救急隊員に知らせたいことなど）

例：身体の不自由な部分・ペースメーカーを入れている

■私的年金

名　称	団　体	連絡先	手がかりとなる資料
			・年金証書 ・年金事務所からの郵便物 等

■借入金・ローン

借入目的	借入先	連絡先	借入額	完済予定日	手がかりとなる資料
					・借入申込書 ・金融機関からの郵便物 等

毎月の引き落とし情報

項　目	取引先・契約番号	金融機関・支店・口座番号	名義人
電気料金			
ガス料金			
水道料金			
自宅電話料金			
携帯電話料金			
NHK 受信料			
クレジットカード			
デジタルサービス			

キーワード　相続の生前対策

相続税の計算式や生前贈与についての情報を収集しましょう。不動産については納税資産の確保や空き家対策なども重要です。専門家に相談してみるのも良いでしょう。

資産情報

■預貯金

金融機関	支店／種類	口座番号	名義人	手がかりとなる資料
				・通帳 ・金融機関からの郵便物 ・カード類 等

■有価証券

名称や銘柄	金融機関	店名／口座番号	名義人	手がかりとなる資料
				・証券の現物 ・証券会社からの郵便物 等

■保険

保険会社	証券番号	種類／内容	受取人	手がかりとなる資料
				・保険証券 ・保険会社からの郵便物 等

どのような不動産を所有しているか調べてみましょう

自分がどのような不動産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう（p.8 以降）。

まず、法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）や市町村から通知される固定資産税の納税通知書を確認しましょう。未登記の場合は、速やかに登記手続を行いましょう（p.16 参照）。

複数人で共有している場合は、自分の持分や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無などについても確認しましょう。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	問合せ先
土地・住まいの名義を知りたい	・登記事項証明書（登記簿謄本） ・地図、地積測量図 ・登記識別情報通知書 ・登記済証（権利証）	お近くの法務局
地番・家屋番号・面積を知りたい		
自分が所有している土地・住まいを全て知りたい	固定資産税の納税通知書	市町村の固定資産税担当課
	固定資産課税台帳、名寄帳	

過去の住所遍歴	住んでいた時期

キーワード 所有不動産記録証明制度

法務局に請求することで登記名義人（個人・法人）が所有する全国の不動産を一覧化した証明書を取得できる制度。
名義人の氏名や住所のみで全国の登記簿を横断的に検索し、情報を名寄せして一覧化することで不動産のリスト化にかかる手間を軽減できるが、登記名義人の氏名や住所が登記簿と一致していない場合、一覧に反映されない可能性がある点は注意が必要。

所有している不動産（土地・住まい）などを記載しましょう

今後、所有している不動産をどうしたいか、ご家族と相談しながら記載してみましょう。
資料から書き写すのが面倒な場合は、取り寄せた資料をこのノートと一緒に保管しておくだけでも、あとからこのノートを利用して判断や手続をする人の助けになるでしょう。

■（1）所有している土地

	所在地	共有者氏名・連絡先 自身の持分	貸主の氏名・連絡先 契約期間 契約書の保管場所	諸条件など	どう処理したいか
①				☑ 1 ☑ 2 ☑ 3 ☑ 4	☑売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他 （　　）
②				☑ 1 ☑ 2 ☑ 3 ☑ 4	☑売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他 （　　）
③				☑ 1 ☑ 2 ☑ 3 ☑ 4	☑売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他 （　　）

共有の場合のみ　　貸している場合のみ

「諸条件など」の凡例
1. 隣地境界・越境物など、近所の人と申合せ事項がある　2. 建て替えについて制約がある
3. 道路の権利関係が複雑　4. 地下に埋まっているものがある（他人の上下水道・ガス管など）

■（2）借りている土地

	所在地	貸主の氏名・連絡先 契約期間	貸主の住所 契約書の保管場所	備考
①				
②				

■(3) 所有している建物

	所在地	共有者氏名・連絡先 自身の持分	借主の氏名・連絡先 契約期間 契約書の保管場所	建物の建設・修繕・管理に関わった事業者名	どう処理したいか
①					☑売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他 (　　)
②					☑売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他 (　　)
③					☑売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他 (　　)

共有の場合のみ　　貸している場合のみ

■(4) 借りている建物

	所在地	貸主の氏名・連絡先 契約期間	貸主の住所 契約書の保管場所	備考
①				
②				

■その他、今後住まいを引き継ぎたい方へ伝えたいこと（住まいの歴史、使われ方等）

デジタル資産について

記入日　　年　　月　　日

デジタル資産（遺品）は中身を確認したくてもセキュリティが厳しいため、遺族は対応するのに苦労を強いられることになります。ログインに必要な ID やパスワード、ロック解除方法のほか、退会が必要なサイトのアカウントなどを紙媒体で残して、信頼できる人に引き継げるようにしておきましょう。

> **注 意**
> パスワードは見られても構わないものだけ記入し、定期的に変更してください。
> パスワードや暗証番号用のメモ帳を用意し、そこに書き残して別に管理したり、
> 情報の保管元を家族などにもわかるようにするとよいでしょう。

項　目	パソコン	携帯電話（スマホ）	その他
メーカー名・機種など			
購入・契約会社など			
注意 パスワード（注意）			
ホームページやブログなど アドレス・タイトル			
メールアドレス			
プロバイダ名			
プロバイダ会員 ID			
その他（セキュリティなど）			

SNS・サブスクリプション（サブスク）

SNS で連絡のやり取りをされている方は多く、本人以外がログインできないと連絡を続けることは難しくなります。また登録によっては利用料金を請求され続けてしまうこともありますので、情報の引き継ぎ方法を信頼できる人と話し合っておけるようにしましょう。

名　前	注意 ID やパスワード、家族に伝えておきたいこと

第2章 私のこれから

あなたのこれからについて、思いと考えを巡らせましょう。かけがえのない一度きりの人生を最後まで自分らしく歩むために、残りの時間をどのように過ごし、何を大切にしたいか考えてみましょう。家族や周囲の人を悩ませないために決めておかなければならないこともありますし、願いもあることでしょう。大事なことは、言葉にして記しておくことが大切です。

残りの人生を豊かにする

■やっておきたいこと

■一緒に過ごしたい人・会っておきたい人

介護について

キーパーソン（連絡可能な親族など）	間柄：　名前：　連絡先： 間柄：　名前：　連絡先： 間柄：　名前：　連絡先：
生活の場所	□ 自宅を希望する　□ 施設を希望する　□「名前：　」の判断に任せたい □ その他を希望する （　）
介護費用	□ 預貯金や年金など自分の財産から使って欲しい　□ 保険に加入している □ 特に用意はしていない　□ その他（　）
財産の管理を託す場合	間柄：　名前：　連絡先： □ 任意後見契約済・委任契約済
あなたの好みやこだわりたいこと	

終末期医療について

告　知	□ 病名・余命ともに告知を希望する　□ 病名のみ告知を希望する □ 病名・余命ともに告知を希望しない □ その他（　　）
終末期を過ごす場所	□ 病院を希望する　□ 自宅を希望する　□ ホスピスを希望する □「名前：　　」の判断に任せたい □ その他（　　）
延命治療	□ 回復が難しくても延命を希望する　□ 延命治療は希望しない □ 延命より苦痛緩和を重視したい □ 判断を任せたい「名前：　　（間柄：　　）」
もしもの時の医療処置	□ 点滴による栄養摂取の処置を希望する　□ 経鼻経管栄養摂取の処置を希望する □ 胃ろうの処置を希望する　□ 心肺蘇生を希望する □ 気管挿管し人工呼吸器を希望する　□ できる限り自然に任せて欲しい □ 判断を任せたい「名前：　　（間柄：　　）」
臓器提供・献体	□ 臓器提供を希望する（意思表示カード保管場所：　　） □ 角膜提供を希望する（アイバンク登録証保管場所：　　） □ 献体を希望する（登録団体：　　） □ 臓器提供や献体は希望しない

キーワード 人生会議（ACP）

人生会議とは、アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の愛称です。もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、信頼する人たちと話し合い、共有する取組みです。かかりつけ医や医療チーム、専門のアドバイザーから充分な説明を受け、家族を含めた話し合いを繰り返してよりよい選択をすることが大切です。

キーワード 経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）

十分な栄養や水分、薬を口から摂れなくなった時に、栄養や水分摂取を目的に行います。胃や腸に穴をあけて行う「胃ろう」「腸ろう」や、細い管を鼻から胃まで通して行う「経鼻経管栄養」があります。胃ろうの場合は手術が必要ですが、経鼻経管栄養と比較して長期に栄養管理が可能になります。いずれの場合も胃や腸まで直接栄養を送り込むので、一定の栄養補給が可能ですが、身体の機能低下によりその栄養の吸収ができなくなることもあります。

第3章 もしもの時のメモ

ここは、あなたの『今の願い』を書き留めておく場所です。
すべての項目を埋める必要はありません。まずは思いつくまま、箇条書きでも構いません。
あなたの言葉が、残された家族にとって、迷った時の『道しるべ』になります。気が変わったら何度でも書き直せます。まずは今の素直な気持ちを残してみましょう。

葬儀について

葬儀への考え	□ 多くの人と盛大に　□ 一般的に　□ 近親者のみでこじんまりと □ しなくてよい　□ 家族の考えに任せたい
喪主をお願いしたい人	間柄：　名前：　連絡先：
葬儀の形式	宗教：　□ 仏教　□ キリスト教　□ 神式　□ 無宗教 菩提寺や宗教団体　名称：　所在地：　連絡先：
葬儀の費用	□ 私の預貯金を使って欲しい　□ 特に用意していない □ 保険・共済・互助会などに加入している　（名称：　連絡先：　）
戒　名	□ 格の高い戒名を希望　□ 標準的な戒名でよい　□ 戒名はつけなくてよい □ すでに戒名を授かっている（戒名：　連絡先：　）
遺　影	□ 用意してある　（保管場所：　） □ 希望する写真がある　（具体的に：　） □ 決めていない

お墓・埋葬・仏壇について

お　墓	お墓を用意してある場合 墓地名： 所在地： 連絡先：　契約者名： 石材店： お墓を用意していない場合 □ 新たに購入してほしい（□ 一般墓　□ 永代供養墓　□ 納骨堂　□ 樹木葬） □ 散骨してほしい（場所：　） □ 手元供養してほしい　□ 家族に任せたい
分　骨	□ 希望する　□ 希望しない
埋葬の費用	□ 私の預貯金を使って欲しい　□ 特に用意していない □ 保険・共済などで用意している（名称：　連絡先：　）
仏　壇	□ 代々の仏壇を守ってほしい　□ 新たに用意してほしい □ 必要ない　□ 家族に任せたい

「大切なあなたへ」

どうしても言葉にできない想い。
照れてしまって伝えられない感謝の気持ち。
本当は想いを伝えておきたい人へ、お手紙を書いておきましょう。

へ

名前　　年　　月　　日

へ

名前　　年　　月　　日

相談窓口一覧

相談内容	担当窓口	電話番号
高齢者のさまざまな相談	浜手地域包括支援センター 【浜手圏域】西・北・津田・二色小学校区	☎ 072-436-3911
	中央地域包括支援センター 【中央圏域】東・南・中央小学校区	☎ 072-438-5206
	山手地域包括支援センター 【山手圏域】木島・永寿・葛城・東山小学校区	☎ 072-446-5530
成年後見・権利擁護に関する相談	権利擁護サポートセンターかいづか （社会福祉協議会内）	☎ 072-493-3111
介護保険サービスに関する相談	高齢介護課	☎ 072-433-7040
国民健康保険・ 後期高齢者医療制度に関する相談	保険年金課	☎ 072-433-7273
国民年金に関する相談		☎ 072-433-7274
障害福祉に関する相談	障害福祉課	☎ 072-433-7012
戸籍に関する相談	市民課	☎ 072-433-7374
墓地・葬儀に関する相談		☎ 072-433-7280
消費生活に関する相談	福祉総務課　市民相談室 （消費生活センター）	☎ 072-433-7190
法律相談	福祉総務課　市民相談室	☎ 072-433-7085
空き家に関する相談	まちづくり課	☎ 072-433-7214

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①　戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②　遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③　登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④　登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤　登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
  相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない
  不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
  相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法人も!

不動産の所有者の方へ

住所・名前の変更登記が義務化されます

令和8年4月1日から



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

POINT 1 住所・名前の変更の日から2年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります

POINT 2 義務化前の変更も対象!

※義務化前に住所・名前に変更があった場合は、
令和10年3月末までに登記する必要があります



「シラナカッタヌキ」

POINT 3 スマート変更登記でらくらく安心!

※かんたん・無料の手続をしておけば、その後は法務局で住所・名前の変更登記をします

スマート変更登記のご利用方法は裏面をご覧ください

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ
住所等変更登記 検索

終わりに

幼少のころ、「お医者さんになること」を夢見たわたし
学生のころ、「○○になろう」と夢見たわたし
結婚のとき、「幸せな家庭を築こう」と誓ったわたし
子どもが生まれたとき、「立派な人に育って欲しい」と心から願ったわたし
わたしたちはいつも今立っている地点から、明るい将来を思い描いて生きてきました
現在から未来を見つめて生きてきたのです

いま、エンディングノートを手に取る人が増えています。
わが国は高齢社会だからエンディングノートを書く人が増えたのだろうな、
と考えるかもしれません。でも、そうではないのです。
エンディングノートは現在から未来を見つめて書くものではありません。
どちらかといえばエンディングノートは現在から過去を振り返ってみるものです。
ただエンディングノートを書く理由はそれだけではありません。
未来から今を見つめて、言い換えれば未来に自分が立っていると想像して
そこから今の私を見つめることを通して、残りの人生でやり残してきたこと、
やっておきたいこと、やらなくてはいけないこと、
それが何かを明らかにする、これがエンディングノートの役割なのです。
エンディングノートは死の準備をするために記入するものではなく、
むしろ残された人生をよりよく生きるためのツールだということです。
エンディングノートを書くことによって、
憂いのない日々を過ごすことができるようになったり、
家族や友人など縁があって交流してきた人たちに対する
感謝の気持ちを持てるようになったりします。
スッキリした日々を暮らすために、ありがとうの心で笑顔の毎日が送れるように、
このエンディングノートをぜひご活用ください。

MEMO

広告

これからの人生を見据え、身の回りの物を
整えておきたいという思いに寄り添いながら
生前整理のお手伝いを行っております。

こんな時にはお気軽にご相談ください

大切な人の思い出をゴミとして捨てられたくない
遺品整理

自分が亡くなったあと、家族に迷惑をかけたくない
生前整理

汚染物撤去や除菌・消臭など自分だけではできないもの
特殊清掃

どこから片づけていいのかわからない
ゴミ屋敷の清掃

そのまま処分するのはもったいない
遺品のお買取り

最近、身体が思うように動かない
お片付け

Before



After



見積もり・ご相談無料

一般社団法人クエスト
〒596-0116 大阪府岸和田市塔原町234番地

☎072-477-8202

【営業時間】9:00～18:00　【定休日】不定休

遺品整理士第IS24016　古物商許可62214R027076　※一般廃棄物は提携業者に委託しています

LINE公式アカウント　Instagram

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

～ありがとう～を伝えるお葬式

PADOMA 総合会館パドマホール貝塚



ご家族の思いを”かたち”にするお葬式
感謝の気持ちをどうすれば伝わるのか
一緒に考えてまいります
～ありがとう～が溢れる最期にしませんか

- 一般葬ホール100席
- 家族葬ホール20席
- 家族葬ホール10席
- 会員割引・生前予約
- 葬儀保険・終活相談
- 死後事務委任
- 身元保証制度

㈱和泉セレモニーセンター　〒597-0072貝塚市畠中1-7-5

TEL 0120-444-142【24時間対応】

広告

いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



相続手続き
無料1分診断



簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる!

法定相続人の人数はわかりますか？
該当する相続財産をお選びください　相続税の申告は必要ですか？
※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き無料1分診断はこちらから！
いい相続 1分診断

▼診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料 0120-992-467　受付時間 平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

相続の

相続手続き・終活のことなら

高井俊明税理士事務所

お坊さん税理士が、サポートいたします。

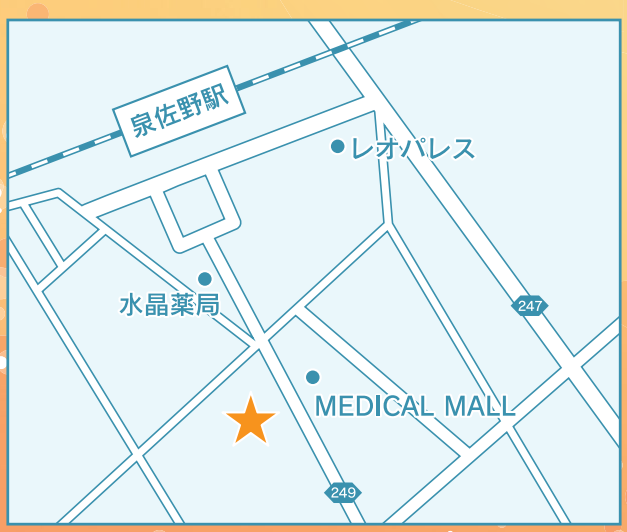
無料相談実施中

- 相続税
- 事業承継
- 生前対策



急に発生する相続に悩まされる方は多いと思います。
高井俊明税理士事務所ではお客さまの視点に立って、相続や相続税について、わかりやすくご説明いたします。
「お悩みを解決したい」この一心で、お客さまに寄り添って業務を行っております。

誠実、丁寧、親身な対応でお客様のお悩みを解決に導きます



上記の相続手続きでお悩みの方は
こちらへご連絡を！（相談無料！）

072-425-8577

〒598-0012 大阪府泉佐野市高松東1丁目10-37
泉佐野センタービル7階

南海電鉄「泉佐野駅」徒歩約3分

駐車場完備

営業時間：9:00 ～ 18 :00
定休日：土日祝日
info@takaizeirishi.com
https://osaka-shukatsusouzoku.com/
近畿税理士会泉佐野支部 所属　高井俊明

広告

相談窓口

私たちにお任せ下さい！

フジモト司法書士事務所

相続に関するお悩みごとがございましたらお気軽にご相談ください。



藤本侑平　大阪司法書士会所属　登録番号 4513号
簡裁訴訟代理関係業務 認定司法書士 認定番号第1012100号

無料相談実施中

- 不動産名義変更
- 預貯金 / 株式
- 戸籍の収集
- 相続放棄

お客さまへは、 法律的な問題解決をし、
心理的な負担も少しでも減らすことができればと考えています。
また、「身近な法律家」であるために、 敷居が低く、 困ったことがあれば気兼ねなく相談しにきていただけるよう心がけています。

相続登記義務化、始まりました。（相談無料）



上記の相続手続きでお悩みの方は
こちらへご連絡を！（相談無料！）

072-488-7431

〒590-0403　泉南郡熊取町大久保中 1-9-13

熊取駅から徒歩約 3 分

駐車場完備・出張相談対応

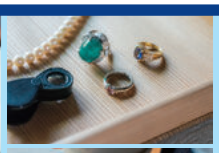
営業時間：7:30 ～ 20:00
土日・祝日営業

https://senshu-souzoku.jp/

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

大切になさっていた
思い出の「お品物」を、
ぜひ当店へ託してください。


大正10年の創業から、地域に寄り添ってきた質屋です。

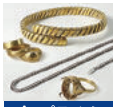
地域の皆様にご支持いただきながら、大切な思い出や貴重な品々に寄り添い、真の価値を見極めるお手伝いをして参りました。確かな目利きで査定いたしますので、安心してご来店ください。




来店予約
24時間
受付中!

二次元コードからご予約のうえ
ご来店いただきました方には、
粗品をプレゼント!

真摯な査定で高額買取いたします


金・プラチナ


宝飾品


ブランド時計


バッグ・財布


商品券など

金・プラチナは壊れていたり歪んでいてもOK!まずはお気軽にお問い合わせください。

大阪質屋協同組合加盟店　蛍光X線貴金属分析装置設置店　宝石鑑定士在籍

質屋許可証番号 第622130000005号(大阪府公安委員会) 古物商許可証番号 第622130504507号(大阪府公安委員会)

株式会社 柳生興産

柳生質舗（しちほ）

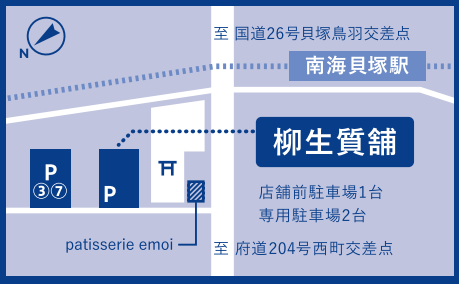
貝塚市中町9番3号〈駐車場完備〉　営業時間／9:00～20:00
https://yagyu-shop.com/　定休日／日曜日・祝祭日

☎(072)422-2974　まずはお気軽にお電話ください!

毎日の金&プラチナの
買取値を毎日更新!
お取引事例なども
ご紹介しています。

柳生質舗　検索





〈電車〉南海貝塚駅 西出口より徒歩5分　〈車〉patisserie emoi(パティスリーエモワ)角入ってすぐ

広告

KijiN 訪問看護ステーション KijiN

看護とリハビリを一体的にサポート

最期まで、ご自宅で安心して過ごしたい方へ



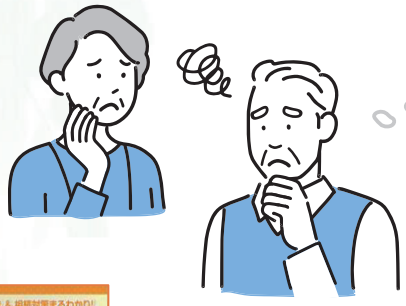
- ご自宅での療養生活を支えます
- 医療処置・点滴・看取り対応可能
- 24時間対応で安心をサポート
- リハビリ専門スタッフ在籍
- 退院後の生活も安心サポート

株式会社 KijiN
〒597-0072 大阪府貝塚市畠中1丁目2-19

相談無料。お気軽にご相談ください。
☎072-447-7155

広告

終活・相続についてお悩みではございませんか？

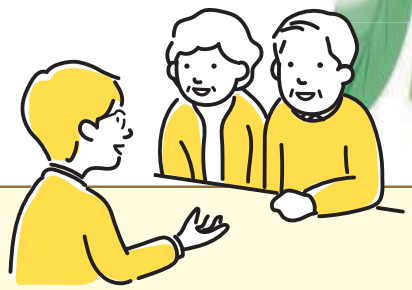


遺言書 エンディングノートの内容を正式な遺言にしておきたい

相続 家族が困らないように相続手続きを誰かにお願いしたい



ご相談にお越しになった方に、
「相続ガイドブック」を無料でプレゼント！



- 相続のご相談は 5,000件超え！
- 司法書士、行政書士、土地家屋調査士が1つの窓口でワンストップサポートを実現します。（他士業との連携もございます。）

お気軽にご相談ください！

シーファースト相続相談窓口のサポートメニュー

遺言コンサルティングサポート	家族信託サポート	相続手続きサポート	相続手続き丸ごとサポート	相続放棄サポート
●子供がいないので遺言を書きたい ●遺言の書き方が分からない	●将来の認知症リスクに対応したい ●信頼する家族に財産管理をお願いしたい	●不動産の名義変更がしたい ●預金の解約がしたい	●相続手続きを全て専門家に任せたい ●疎遠な相続人がいる	●亡くなった人の借金を払いたくない ●相続に関わりたくない

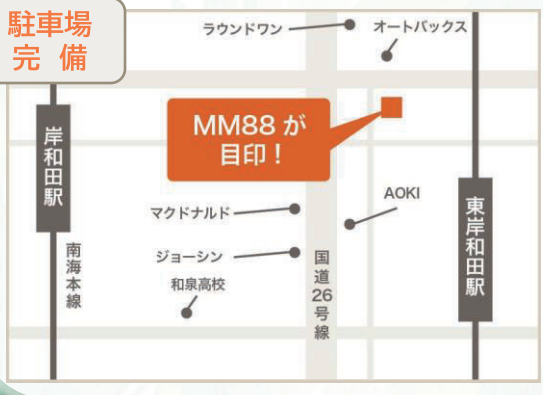




50名以上のスタッフが全力でサポート！

初回相談無料

駐車場完備



シーファースト相続相談窓口

（運営：司法書士法人C-first）

〒596-0823 岸和田市下松町5058番地 MM88ビル
東京司法書士会所属　代表 山内浩

☎0120-079-077

営業時間 平日9:00-18:00
※土日祝対応可（要相談）

シーファースト 相続 検索

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

発　　行　貝塚市
編集／発行　株式会社鎌倉新書
発　行　年　2026 年 6 月

名 前		生年月日	
最終修正日 書き直した時や 追記した時に日付を つけておきましょう。	1　　年　　月　　日	4　　年　　月　　日	
	2　　年　　月　　日	5　　年　　月　　日	
	3　　年　　月　　日	6　　年　　月　　日	